

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案

提案者：基準諮問会議委員

(テーマ)

「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について（実務対応レベル）

(提案理由)

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下、適用指針）の内容と、同条文で参照している「事業分離等に関する会計基準」（以下、事業分離基準）の内容について、表面上の記載が相違していると見えるため、明瞭性の観点からも適用指針の文言を修正した方が良いと考える。

(具体的内容)

A社の持分法適用関連会社であるB社が外部の会社C社と合併しBC社となった場合でBC社は引き続きA社の持分法適用関連会社として継続する場合（取得会社はC社、存続会社はB社で「逆取得」のケース）、A社の会計処理は適用指針第289項に従うこととなる。

第289項の連結財務諸表の処理は、「(2) 連結財務諸表上、当該結合企業の株主の持分の一部が他の株主の持分に振り替わることから生じる差額は、持分変動差額とする。」とあり、表面上の記載は持分変動損益を認識すると読める。

一方、同条文は事業分離基準第48項(1)①を参照しており、同条文では逆取得も順取得と同様の会計処理を行うことを求めている。順取得は事業分離基準第40項に記載されており、同項によれば、連結財務諸表上はのれんと持分変動差額の双方を認識すると記載されている。

従って、表面的な記載では適用指針の内容と適用指針が参照している事業分離基準の内容とが相違していると見えるため、明瞭性の観点からも適用指針の文言を修正した方が良いと考える。

なお、この事象は適用指針第287項の子会社に対しても同様と解する。

(事務局対応案)

本テーマ提案は、会計基準の記載ぶりに関連する問題であるため、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることをASBJに依頼してはどうか。

以上